

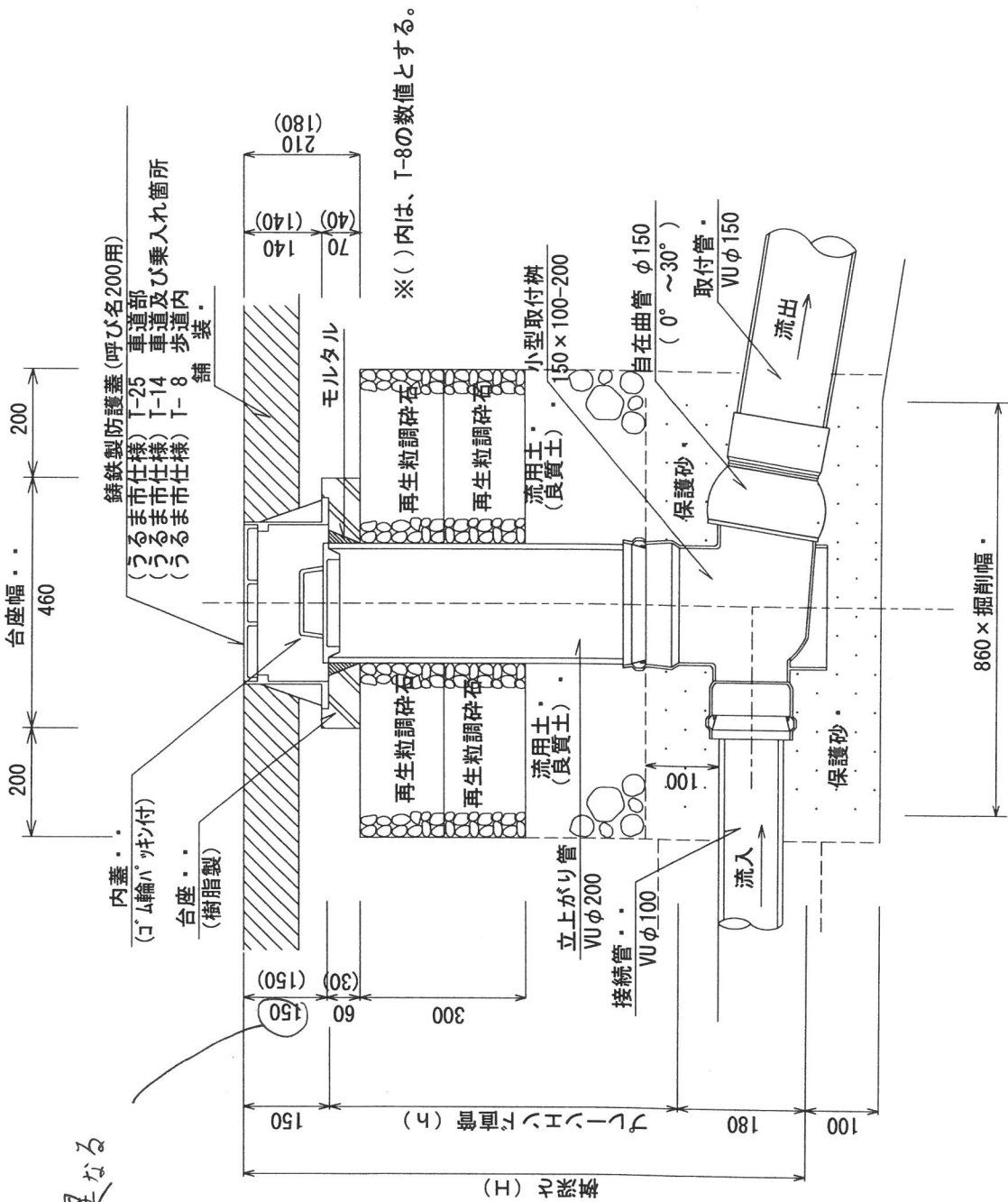
種別	細目	項 目	統 一 事 項
4 人 孔	1	種類	基本的に1号組立人孔を使用する。現場条件等により別途人孔を選択するときは、役所担当者と協議すること。
	2	インバートの高低差	- 同径管では流入口と流出口で2cmの段差をつける。(指針前編P238) - 推進部における、到達部においては5cmの段差をつけ、発進部は同上。
	3	縦断図管底高さの表示	人孔からのアウト・インの両方を表示する。
	4	人孔継手	可とう性継手を使用する。(耐震質疑P3)
	5	人孔最大間隔	φ600mm以下は75m。(指針前編P237)
	6	調整リング	調整リング高は10～25cm程度とし、2個以上使用する。
	7	副管	- 基本的に内副管とする。(耐震質疑P3) - 副管用支管・継手は可とう性を使用する。(耐震質疑P3)副管保護コンクリートは流入管底30cmまで立ち上げる。 - 副管のインバート流入口は流出口と15cmの段差をつける。 - 副管用曲管底部から基礎までのコンクリート被りは15cmとする。
	8	組立人孔基礎	標準的な考えとしては以下のとおりとする。 基礎材: 栗石、基礎厚: 20cm(示方書IVP319、標準設計P44) 基礎幅: 底版幅 + 5cm × 2 (両側)
	9	小型マンホール	- 基本的に歩道に設置し人孔間50m未満の管路に適用する。1号人孔等設置が困難な箇所においては小型マンホールを検討する。また、クイックプロジェクトが適用できる場合は起点マンホールとしての採用も検討する。 - 基本的に中間人孔として使用する。但し現場条件等で使用する場合は役所担当者と協議の上決定する。(指針前編P253) 1号マンホール間75m以内であれば、複数設置してもよい。(指針前編P258) - 小口径は基本的に合流部には設置しない。但し、やむを得ない場合は、役所担当者と協議すること。(指針前編P253) - 小型マンホール深さ: 3.5m以下。(指針前編P253, JSWAS K-9 P33, 標準歩掛P324) - 塩ビ製、コンクリート製、レジン进行现场状況に応じて使用する。 - 将来開発見込みがなく、袋小路等の道路は管路延長最大75mとする。 - インバート形状: 傾斜対応型(立上がり部、流入部が自在ゴム輪受け口) - 管渠の落差点では、起点(KT)又は起点形トロップ(KDR)を使用する。 起点(KT): 落差55cm以上の箇所。(JSWAS K-9 P24) 起点トロップ(KDR): 落差5cm以上55cm未満。(JSWAS K-9 P24)
	10	鉄蓋 (汚水桝共通)	- 人孔は浮上防止型を設置、汚水桝は不法投棄型を設置。 (指針前編P252, 下水道マンホール安全対策の手引き(案)) - T-25: 幅員5.5m以上の車道。(JSWAS G-4 P13, JSWAS G-3 P1) T-14: 幅員5.5m未満の車道又は乗り入れ部。(JSWAS G-4 P13, JSWAS G-3 P1) T-8: 車両通行のない箇所。(JSWAS G-4 P13, JSWAS G-3 P1) - うるま仕様に適したものを使用する。 ※幅員に側溝を含めないものとし、現況の白線等も加味し判断するものとする。 交通量、現場条件等も加味し計画する。 - 開閉は基本的に下流方向とし、開閉に支障がある場合は協議とする。 (JSWAS A-11 P35)
	11	中間スラブ	5m以深の人孔は中間スラブを設置する。(指針前編P238, P250) - 標準組合せ ①踊り場付き直壁(H=600)にFRP製蓋を設置する。馬蹄形が安価。 ②後付けまたは、将来中間スラブの取り外しが必要な人孔は、取り外し可能折り畳み式FRP製グレーチングを使用する。 ※将来取り外しが必要な箇所とは、既設人孔到達推進、内副管の設置、維持管理上考慮すべき所である。

種別	細目	項 目	統 一 事 項
5 汚 水 樹	1	小型塩ビ樹	・ 全箇所にて設置する。 ・ 最大深さは1.5m程度とし、1.5m以上は役所担当者と個々に協議して決定する。(指針前編P283,標準歩掛P485) ・ 最小深さは0.8mとする。(指針前編P292) ・ インバート形状: 立上がり部は接着受け口。 : 流入部は自在ゴム輪受け口。 : 流出部は接着差し口に自在曲管を装着。 ・ 樹高さは、浄化槽の流入流出高を確認し、計画すること。(宅内20%)(排水指針P55) ※現場において制約条件がある場合は個々に役所担当者と協議し決定すること。
	2	取付管	・ 勾配10%以上。ゴム輪受け口。(指針前編P285) ・ 起点マンホールからの樹取付管延長は最大18mとする。(指針前編P292) ※将来開発による本管延伸見込みのない箇所。
	3	接続管	・ 勾配:20%(指針前編P290) ・ 長さ:1ヶ所当たり80cm、宅地境界内30cmまで図示。
	4	構造物からの離れ	・ 境界から樹中心まで50cm距離をとる。ただし、側溝等がない場合は80cmとする。
	5	設置個数	・ 1宅地につき1個を原則とするが、土地が広く将来分筆が確定しているときは、分筆分の個数を設置する。 ・ 浄化槽が隣接している箇所は1個の汚水樹にて2宅地分を取り込む。(施工可能な箇所に限る)
	6	最上流部	・ 最上流の汚水樹は、起点人孔のインバートに接続し取付管延長は最大18m。(指針前編P292)
	7	樹連結	・ 狭小箇所、宅地内等特別な場所に適用する。 ・ 最大深さは2.0m以下とする。 ・ 樹間隔18m以下とし、18mを越える場合は2個設置する。 ・ 基本的には3個程度とし、現場条件により著しく有利となる場合は、縦断勾配3個以上の樹連結を採用してもよい。 例①交通量が多く、車道横断を少なくしたい場合。 ②縦断勾配が十分あり、本管の管底高さに影響を及ぼさない。 ③本線(車道)に他の占用物が多く、歩道部の占用スペースが広い。 ・ 私有地内では、地主の許可が必要(施工同意書を確実に頂くこと)。
	8	支管取付	・ 支管φ150mmは心間距離70cm以上離して設置する。それ以外は100cm以上とする。(指針前編P286)

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

$S=1/10$

道路よって異なる

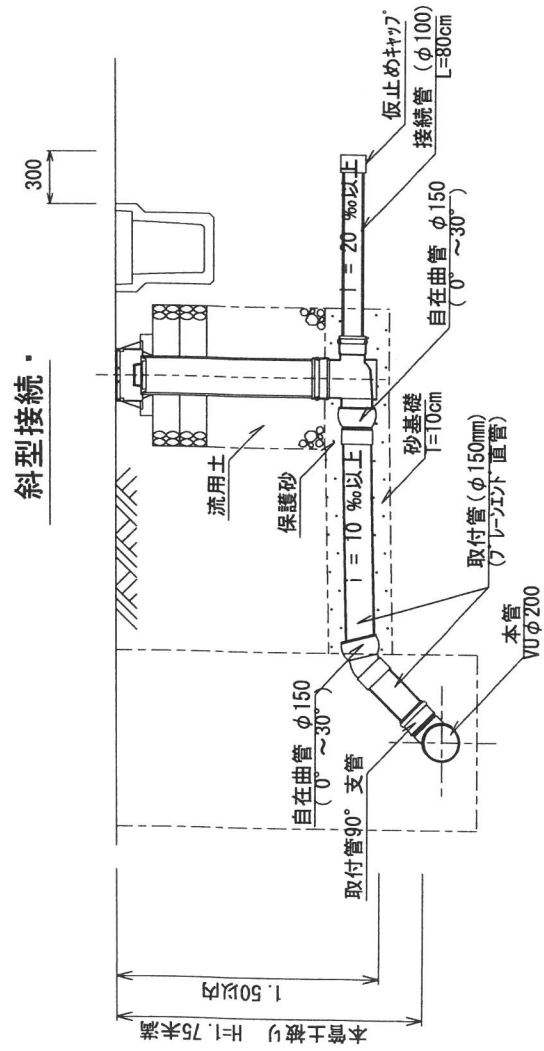
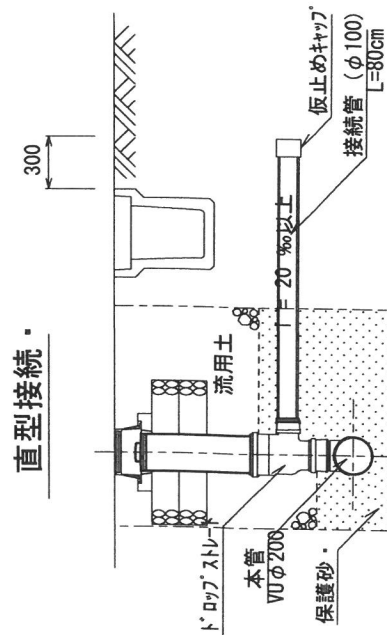
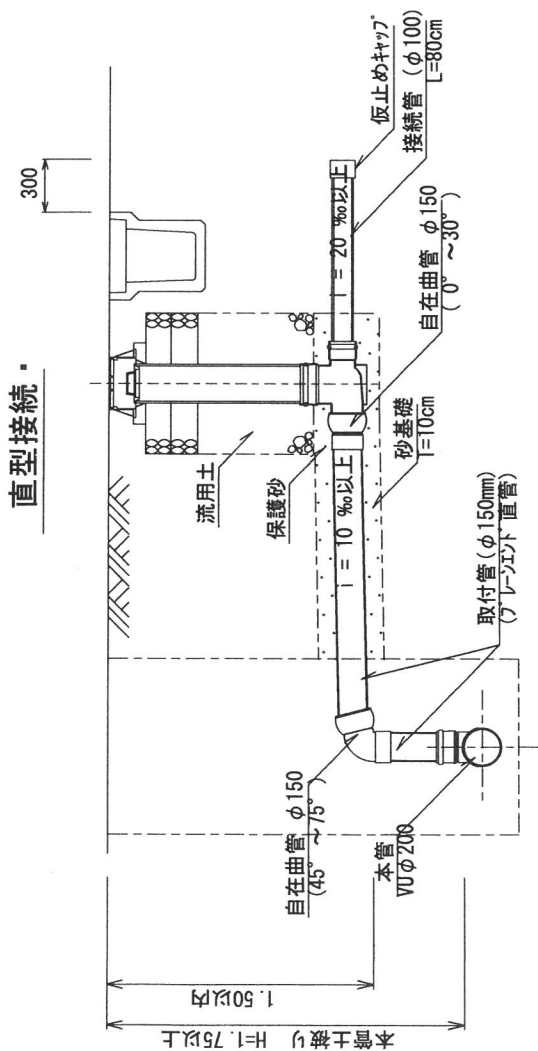
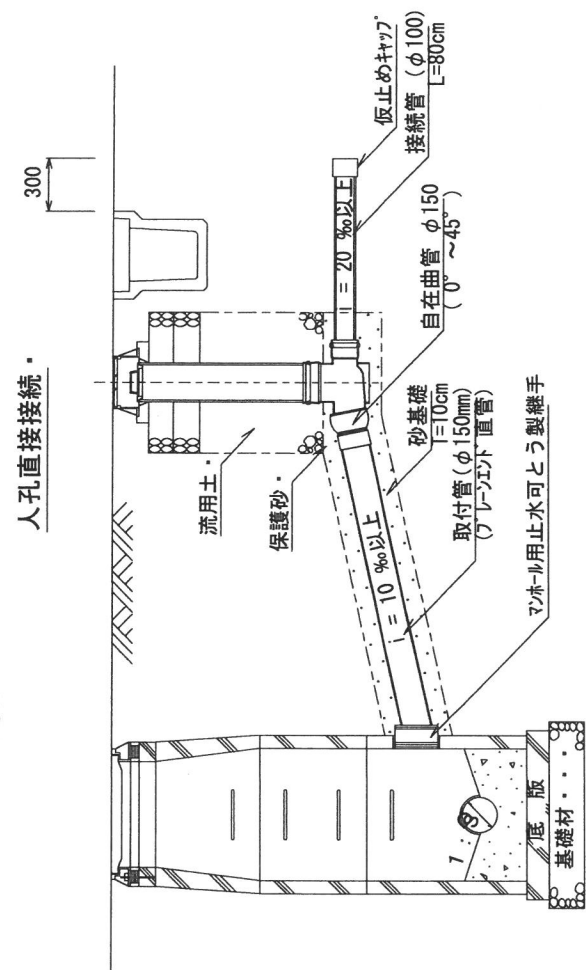


※鉄蓋蝶番位置は、人孔と同位置とする。

(判例)

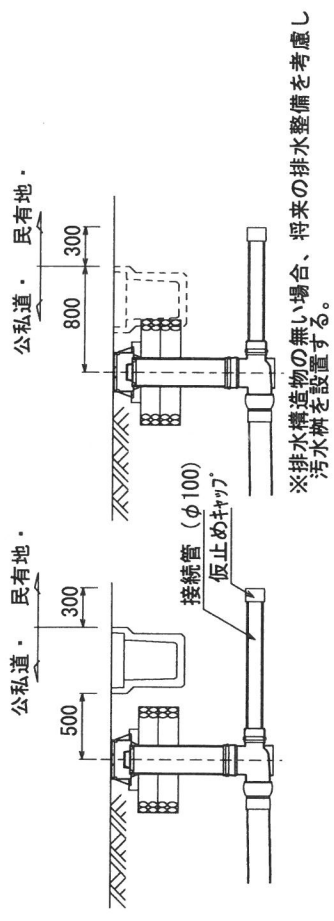
図面設置及び取付管排水栓

S=1/30



(判例)

汚水樹設置位置要領図



支管の取付詳細図

硬質塩化ビニール管（円形管）用支管の接合図

縦断面図・断面図

